

2016年3月4日

福井県知事 西川一誠様

サヨナラ原発福井ネットワーク
福井から原発を止める裁判の会
ふるさとを守る高浜・おおいの会
原発設置反対小浜市民の会
プルサーマルを心配するふつうの若狭の民の会
連絡先：若泉政人

福井県民・住民の安全を守るため、高浜原発3，4号機の再稼働を止めてください
その上で福井県と関西電力、住民とが向き合う場を設けてください

2月29日、関西電力・高浜原発4号機が緊急停止しました。高浜4号機は、2月26日の原子炉起動直前の20日にも、一次冷却水が漏えいする事故を起こしたばかりでした。ボルトの緩みがこの漏えいの原因ということで、文字通り運転している関西電力自身の「体制の緩み」を表しているといわざるを得ません。今回の事故が、大きな事故の前触れではないかという疑念を、立地の高浜町や周辺の住民は感じています。

しかし、福井県の姿勢にはそうした不安や疑念に対する配慮がまったくありません。

3月2日付の県民福井は、県議会で野路博之原子力安全対策課長が、2月29日の原子炉自動停止について「発電機が止まり、タービン、原子炉も停止した。警報も鳴り注意を促した。安全を重ねている証左ではないか」と答弁し、細川委員が「たいしたことではない、と終われる話ではない」と県に厳格な姿勢を促す場面もあったと報じています。関西電力は「原発のトラブルを公表する基準を、公表しない『レベル0』から、速やかに公表する『レベル4』の5段階に分けており、今回は原子炉停止が必要なレベル4（朝日新聞3月1日）」でした。存在しない「レベル5」にならない限り、福井県は事故に対する危機感を住民等と共有できないのでしょうか。福井県はこの事故で、“危機感”を県民や住民と共有することよりも、“関西電力の対応”を評価することに重心を置いていると自ら認めたのです。

このような不安を抱き私たちは何度も県に申し入れています、その都度「安全を再優先する、責任は国や電力会社だ」という対応をされました。昨年12月11日、県に対して5つの要請項目を提出し2週間をめどに回答をお願いしましたが、2ヶ月以上経っても連絡はありません。

上記のような危機感のない姿勢で再稼働を容認し続ければ、取り返しのつかない大事故

の危険も現実味を帯びてきます。これ以上、福井県民・住民の命をないがしろにすることは許されません。高浜原発 3 号機も即刻運転を停止し、運転再開の議論を振り出しに戻すべきです。

原子炉緊急停止と一次冷却水の漏えいの原因について、また、昨年 12 月 11 日に私たちが要請した 5 項目に関する県の考えを示し、県民・住民と意見のやり取りを行う説明会を開いてください。その際、関西電力も同席し、事故に関する説明のほか、中間貯蔵の問題等についてやり取りができるように要請してください。

【要請事項】

1. 関西電力に対し、高浜原発 3 号機も運転を即時に停止するよう求めること
2. 関西電力に対し、2 月 29 日の高浜原発 4 号機の原子炉緊急停止と、2 月 20 日の一次冷却水漏えいの原因を、利害関係のない専門家や有識者を入れた検証委員会を設置して究明するよう要請すること
3. 関西電力と原子力規制委員会に対し、2 の結果を安全協定締結をしている自治体・住民、周辺住民に説明するよう要請すること
4. 3 の結果開かれる場には福井県も立地自治体として入り、昨年 12 月の私たちが提出した要請項目について、県の考えを説明すること
5. 福井県原子力安全専門委員会は 2 月 20 日の一次冷却水漏えい、2 月 29 日の原子炉緊急停止について現場に立ち入り調査・検証すること
6. 原子力規制委員会に対し、過去の海外での発電用タービン事故（1991 年 11 月 9 日、米国セーラム原発 2 号炉（加圧水型炉）で、定格出力運転中にタービンのテスト中に原子炉が緊急停止。タービン翼が破損し、タービンミサイルとなって飛び出したタービンの破片は、主復水器細管を破断）を踏まえた規制基準の見直しを行うよう要請すること
7. 原子力規制委員会に対し、今回の事故をどのように受け止め、今後の規制に活かすのかを住民に説明することを要請すること
8. 福井県が、福井県民・住民と今後の福井のあり方と原発を考える公開討論会を県内全市町で行うこと

以上